

○上毛町空き家解消事業補助金交付要綱

令和2年3月31日告示第24号

上毛町空き家解消事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、町内に所在する老朽化した空き家の除却を促進するとともに、跡地の利活用促進を図るため、空き家の解体に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存し、現に居住の用に供されていない戸建住宅及び併用住宅をいう。
- (2) 戸建住宅 一つの敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (3) 併用住宅 一つの敷地に独立して建てられた建築物内に居住部分と店舗、事務所等居住以外の用途の部分が併存している住宅（集合住宅を除く。）をいう。
- (4) 集合住宅 共同住宅、長屋、寮、寄宿舍その他これに類するものをいう。
- (5) 一つの敷地 社会通念上ひとつのものであるとみなされる敷地をいう。ただし、敷地の個性及びその他の状況により、同一とみなすことが適当であると認められるもの、若しくはそれぞれ別のものとみなすことが適当であると認められるものについては、一つの敷地、若しくは各々一つの敷地とみなす。

(補助対象の空き家)

**第3条** 補助の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請する時点で居住の用に供されていない戸建住宅であること。
- (2) 延べ床面積が50平方メートル以上であること（併用住宅にあつては、居住部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上かつ50平方メートル以上であること。）。
- (3) 公共事業の補償の対象となっていないこと。

(補助対象者)

**第4条** 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家及びその敷地の所有者であること。ただし、共有名義の場合は、全ての所有者から当該空き家の解体について同意を得た者に限る。
- (2) 補助対象者に国税、都道府県税及び町税等の未納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当しないこと。

（交付の条件）

**第5条** 補助対象者は、次に該当する者とする。

補助対象空き家及びその敷地を売買等により取得し、補助対象空き家を解体後申請日の属する年度の3月31日までにその跡地に戸建住宅（併用住宅にあっては、居住部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上）又は集合住宅建築工事の工事請負契約を締結する意思がある者（自ら住宅建築工事が可能な者である場合は、3月31日までに建築確認を申請する意思がある者等）

- 2 前項の規定にかかわらず、売買等の相手方が2親等以内の親族である場合、また、売買等で取得した者が住宅建築後にその相手方（2親等以内の親族を含む。）に売却する場合は、補助対象者とししない。

（補助対象工事）

**第6条** 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家及び附属する門塀等の工作物、敷地内の樹木等を除却し、原則更地にする工事であること。
- (2) 解体に要する費用（以下「解体工事費」という。）が50万円以上であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業、解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた者が請け負う解体工事であること。

（補助対象経費）

**第7条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象工事の工事費
- (2) 補助対象工事により生じた廃材等の収集運搬費用及び処分費用並びに解体後の土地の整地費用（砕石敷均しする等の舗装費用は除く）

(3) 周囲への安全を確保する上で、補助対象工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると町長が認める工事等に係る経費

(4) 前3号に係る諸経費

2 前項の規定にかかわらず、補助対象空き家及びその敷地内の動産の処分費は、補助対象経費としない。

3 補助対象空き家が併用住宅である場合の居住部分については、解体工事費を居住部分と居住部分以外の部分の床面積の割合で按分して補助対象経費を算出するものとする。

(補助金の額等)

**第8条** 補助金の額は、前条第1項第1号から第4号の合計の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一つの敷地（空き家の解体後に計画されている建築工事に係る敷地とする。）につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

**第9条** 補助金の交付を受けようとする者は、上毛町空き家解消事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 空き家の使用状況報告書（様式第3号）

(3) 土地、建物等の売買契約書の写し、またはその他所有者を確認できる書類

(4) 補助対象経費に係る解体工事等の見積書の写し

(5) 滞納のない証明書（法人の場合は、法人及び法人の代表者）

(6) 補助対象空き家の共有者の同意書（様式第4号）

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

**第10条** 町長は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、上毛町空き家解消事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更等)

**第11条** 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者（以下「決定者」という。）は、当該交付決定を受けた内容について変更が生じたときは、速やかに上毛町空き家解消事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を町長に提

出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、上毛町空き家解消事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）によりその内容等を当該決定者に通知するものとする。

（実績報告）

**第12条** 決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに上毛町空き家解消事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
  - (2) 解体工事写真（着手前及び完了時が確認できるもの）
  - (3) 戸建住宅又は集合住宅建築工事の工事請負契約書の写し（自ら住宅建築工事が可能な者である場合は、建築確認申請書等の写し）
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から15日以内又は補助金交付決定を受けた年度の3月31日までのいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

**第13条** 町長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を上毛町空き家解消事業補助金確定通知書（様式第8号）により当該決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

**第14条** 前条の規定により、交付すべき補助金の額の確定通知を受けた決定者は、直ちに上毛町空き家解消事業補助金請求書（様式第9号）により、町長に請求するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

**第15条** 町長は、決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、その交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。
- (3) その他町長が特に適当でないと認めたとき。

（補助金の返還）

**第16条** 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

**第17条** この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

上毛町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先（電話）



上毛町空き家解消事業補助金交付申請書

上毛町空き家解消事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、申請します。

|             |                                                                                                                                                                                      |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象空き家の所在地 | 上毛町                                                                                                                                                                                  |
| 補助対象空き家の形態  | 戸建住宅・併用住宅                                                                                                                                                                            |
| 解体工事予定額     | 円                                                                                                                                                                                    |
| 補助金交付申請額    | 円（1,000円未満切捨て）                                                                                                                                                                       |
| 解体工事施工者     | 所在地<br>業者名<br>電話番号<br><input type="checkbox"/> 建設業許可 <input type="checkbox"/> 大臣 _____ 号<br><input type="checkbox"/> 知事 _____ 号<br><input type="checkbox"/> 解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号 |
| 解体工事予定期間    | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                                                                                                                      |

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 補助対象空き家の使用状況報告書（様式第 3 号）
- (3) 土地、建物の売買契約書の写し、またはその他所有者を確認できる書類
- (4) 補助対象経費に係る解体工事等の見積書の写し
- (5) 滞納のない証明書（法人の場合は、法人及び法人の代表者）
- (6) 補助対象空き家の共有者の同意書（様式第 4 号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第10条関係）

様式第2号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

上毛町長

印

上毛町空き家解消事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度上毛町空き家解消事業補助金について、上毛町空き家解消事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助対象空き家の所在地  
上毛町
- 2 交付決定額  
\_\_\_\_\_ 円
- 3 交付の条件
  - ・申請内容に従い、適正に施工すること。
  - ・完了後は、遅滞なく上毛町空き家解消事業補助金実績報告書を提出すること。

様式第3号（第9条関係）  
様式第3号（第9条関係）

年 月 日

上毛町長 様

申請者 住 所  
氏 名

㊞

補助対象空き家の使用状況報告書

補助対象空き家の使用状況は下記のとおりで、居住の用に供されていないことを報告します。

下記報告内容について、虚偽の内容はありません。報告内容に虚偽があった場合は、補助金の交付決定を取消しの上、補助金を返還することに同意します。

記

1 補助対象空き家の所在地 上毛町 \_\_\_\_\_

2 補助対象空き家の使用状況

| 年 月 | 経 緯 |
|-----|-----|
| 年 月 |     |
| 年 月 |     |
| 年 月 |     |
| 年 月 |     |
| 年 月 |     |



様式第4号（第9条関係）

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

上毛町長

申請者住所

氏名

印

補助対象空き家の共有者の同意書

下記のとおり、申請者が上毛町空き家解消事業補助金の交付を受け、事業を実施することについて、共有者が同意していることを証明します。

記

1 補助事業 : 以下の空き家を解体する工事

2 補助対象空き家の所在地 : 上毛町\_\_\_\_\_

3 共有者同意

| 住所 | 氏名 | 印 |
|----|----|---|
|    |    |   |
|    |    |   |
|    |    |   |
|    |    |   |
|    |    |   |

様式第5号（第11条関係）

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

上毛町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

㊞

上毛町空き家解消事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定に対して、  
次のとおり変更したいので、上毛町空き家解消事業補助金交付要綱第11条の規定  
により申請します。

記

1 事業の種類

2 変更の理由

3 変更の内容

4 その他

様式第 6 号（第11条関係）

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

第 号  
年 月 日

様

上毛町長

印

上毛町空き家解消事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで補助金交付決定の変更申請のあった標記補助金について、上毛町空き家解消事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定を変更したので通知します。

記

補助金の額

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 交付決定変更額 | 金 | 円 |
| 交付決定済額  | 金 | 円 |
| 増 減 額   | 金 | 円 |

様式第7号（第12条関係）  
様式第7号（第12条関係）

年 月 日

上毛町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先（電話）



上毛町空き家解消事業実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた  
上毛町空き家解消事業が完了したので、上毛町空き家解消事業補助金交付要綱第1  
2条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

|          |                    |
|----------|--------------------|
| 解体工事金額   | 円                  |
| 補助金交付決定額 | 円                  |
| 解体工事期間   | 年 月 日から 年 月 日まで    |
| 建設工事施工者  | 所在地<br>業者名<br>電話番号 |
| 建設工事予定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで    |

添付書類

- (1) 補助対象経費に係る領収証の写し
- (2) 解体工事写真（着手前及び完了時が確認できるもの）
- (3) 戸建住宅又は集合住宅建築工事の工事請負契約書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 8 号（第13条関係）

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

第 号  
年 月 日

様

上毛町長

印

上毛町空き家解消事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告があった標記補助金について、上毛町空き家解消事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助対象空き家の所在地 上毛町\_\_\_\_\_
- 2 補助金確定額 \_\_\_\_\_円

様式第 9 号（第14条関係）

様式第 9 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

上毛町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

印

上毛町空き家解消事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった、 年度補助金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 確定額 円
- 2 請求額 円
- 3 送金先

|                           |                    |  |                      |  |  |                 |  |  |  |  |  |  |
|---------------------------|--------------------|--|----------------------|--|--|-----------------|--|--|--|--|--|--|
| ゆうちょ<br>銀行以外<br>の金融機<br>関 | 口座名義人<br>(カタカナで記入) |  |                      |  |  |                 |  |  |  |  |  |  |
|                           | 銀行・金庫<br>信組・農協     |  |                      |  |  | 支店<br>支所<br>出張所 |  |  |  |  |  |  |
|                           | 預金種別               |  | 口座番号 (右詰めで記入してください。) |  |  |                 |  |  |  |  |  |  |
|                           | 普通・当座              |  |                      |  |  |                 |  |  |  |  |  |  |
| ゆうちょ<br>銀行                | 口座名義人<br>(カタカナで記入) |  |                      |  |  |                 |  |  |  |  |  |  |
|                           | 記号                 |  | 番号 (右詰めで記入してください。)   |  |  |                 |  |  |  |  |  |  |
|                           |                    |  |                      |  |  |                 |  |  |  |  |  |  |